

# よくわかる プライバシーマーク制度<sup>®</sup>

## ●一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

プライバシーマーク推進センター  
プライバシーマーク事務局

- ◎消費者相談窓口 TEL:0120-116-213
- ◎プライバシーマーク事務局 TEL:03-3432-9387 FAX:03-3432-9419
- ◎プライバシーマーク制度ホームページ <http://privacymark.jp/>
- ◎よくわかるプライバシーマーク制度(消費者向けコンテンツ)  
<http://privacymark.jp/wakaru/index.html>



詳しくはホームページをご覧ください!

## ●プライバシーマーク付与事業者を検索

ホームページ・携帯電話でCHECK!

- ◎ホームページ付与事業者一覧  
[http://privacymark.jp/certification\\_info/list/clist.html](http://privacymark.jp/certification_info/list/clist.html)

- ◎携帯電話版「プライバシーマーク制度」ウェブサイト  
<http://privacymark.jp/mobile/>



発行：一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目5番8号 機械振興会館内

<http://www.jipdec.or.jp/>

©一般財団法人日本情報経済社会推進協会 2011  
無断転載を禁止いたします。

プライバシーマーク、Pマーク、プライバシーマーク制度、Privacymark、PrivacyMark、Privacy Mark、Privacy Mark System、PrivacyMark System、Privacymark Systemは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標です。



2011.9



JIPDEC

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

## ～あなたの「個人情報」を守るプライバシーマーク制度～

みなさんは、自分で登録した覚えがないのに、自分の住所や電話番号、名前などの個人情報を第三者が知っている、と感じたことはありませんか？日本では今、個人情報の取り扱いに対する不安が広がる一方、個人情報の保護への関心が非常に高まっています。

そのような中、「プライバシーマーク制度」が注目を集めています。

これは、企業や団体等(事業者)の事業活動における個人情報の取り扱いについて、資格を持った審査員が審査して、適切であると評価できた事業者にプライバシーマークの使用を認める制度で、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用しています。

あなたが今、個人情報を提供しようとしている事業者が、あなたの個人情報を適切に取り扱ってくれるかどうか、それを知るための目安となる「プライバシーマーク」のこと、ぜひ知ってください。

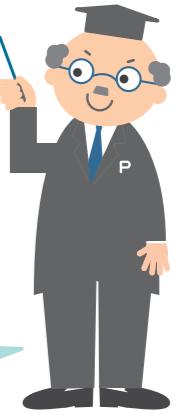
### CONTENTS 目次

- ご存知ですか？プライバシーマーク ..... P02
- 「個人情報」って何だろう？ ..... P03~04
- 「個人情報」を適切に取り扱うプライバシーマーク付与事業者 ..... P05~06
- くらしの中の個人情報  
～あんな疑問・こんな心配～ ..... P07~16
  - CASE1 個人情報を提供する前に何をすればよいのかしら？ ..... 07~08
  - CASE2 私の個人情報、思ってもみない使い方をされているみたい ..... 09~10
  - CASE3 どうして私の個人情報を知っているの？ ..... 11~12
  - CASE4 個人情報の開示・削除・利用停止は請求できる？ ..... 13~14
  - CASE5 個人情報が漏えいしたかも！どうしたらいいの？ ..... 15~16
- 「個人情報」を安心して提供するための事前チェック ..... P17
- 参考情報 ..... P18



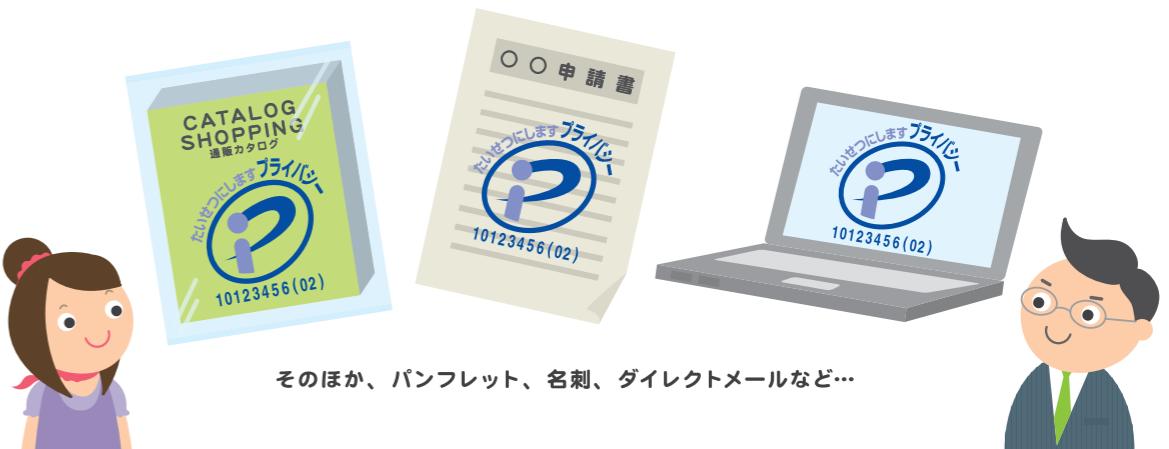
### ● 安心をひとめで伝える「プライバシーマーク」

みなさんは、次のようなマークを見かけたことはありませんか。このマークこそ、個人情報を適切に取り扱っていると認定された事業者が使用できる「プライバシーマーク」です。



マークの下に書かれている数字は事業者の登録番号です。( )内の数字は登録の回数を表しますが、その部分の表示は任意です。

プライバシーマークは、みなさんが普段何気なく見ている事業者のホームページやポスター、広告などにも使用されています。あなたが個人情報を提供しようとしている事業者でもこのマークが使われているか、チェックしてみてください。



現在、プライバシーマーク付与事業者は1万社を超えており、  
プライバシーマーク制度ホームページ「付与事業者一覧」に事業者名が公表されています。  
[http://privacymark.jp/certification\\_info/list/clist.html](http://privacymark.jp/certification_info/list/clist.html)



## 「個人情報」って何だろう？

### ● あなたを特定できるもの、それが「個人情報」です

個人情報保護法<sup>※1</sup>において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによって個人を識別することができるものを含む）をいいます。

「個人情報」に該当する事例としては、次のようなものがあります。

- 氏名
- 生年月日、連絡先（住所・電話番号など）、所属などと本人の氏名を組み合わせたもの
- 音声や映像（特定の個人を識別できる場合）

 ちなみに、JIS Q 15001<sup>※2</sup>では「個人情報」の定義として、「死者の情報は含まれるが、歴史上の人々まで対象とするものではない」としています。

### ● 名前がなくても、「個人情報」になる？

予備校が実施する模擬試験を例に、考えてみましょう。

#### 例) 予備校が実施する模擬試験

試験結果の一覧表に、「学校名」「学籍番号」「テストの結果」だけが記載されていたとします。これだけでは一般の人は、誰の情報なのかまったく分かりませんが、学校関係者なら学籍番号を学生名簿などと容易に照合でき、個人を特定することができます。



このように単独の情報（学籍番号・会員番号・従業員番号など）では、「個人情報」と呼べない場合も、他の情報と照合することで個人を特定できる場合、それは「個人情報」になります。

※1 個人情報の保護に関する法律（平成17年4月施行）

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的とし事業者等に個人情報の適切な取り扱いを求める法律

※2 日本工業規格（JIS）「JIS Q 15001：2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」（詳しくは5ページを参照）

### ● 「個人情報」の適切な活用がもたらすメリット

情報化の急速な進展により、私たちは個人情報を利用したさまざまなサービスが受けられるようになり、生活は大変便利なものになりました。その反面、誤った取り扱いによりトラブルとなるなどの不安も高まっています。

ここで、個人情報の保護と活用のバランスについてカタログ通販を例に、考えてみましょう。

#### 例) カタログ通販

私たちがカタログから洋服を注文すると、通販会社は注文を通して、氏名、住所、電話番号などに、注文内容を加えて個人情報として記録し、次のシーズンにも好みにあった洋服のカタログを自動的に送ってくれます。これは、通販会社が個人情報を保有しているからこそできるサービスであり、私たち消費者にとっても大きなメリットです。

一方、通販会社も消費者が何を求めているかを的確につかみ、ニーズに合った商品やサービスを販売していくため、その戦略の基礎となる個人情報は重要な財産になります。

だからといって、知らない企業からダイレクトメールが届いたり、勧誘の電話がかかってきたら、どうでしょうか。企業に対する不信感につながりかねません。企業は、個人情報を活用しながら事業を展開すると同時に、個人情報を適切に取り扱える社内の仕組みを築き、それを守るという社会的な責任を担っています。



#### 「個人情報」のメリット

- ◎ 事業者…効率的な事業展開
- ◎ 消費者…より良い情報・サービスの享受

#### 「個人情報」への心配・不安

- ◎ 事業者…漏えいなどのリスクによる社会的信用の失墜
- ◎ 消費者…悪用されるリスク

つまり、個人情報の取り扱いには、「活用」と「保護」の両面があり、そのバランスが大切ということです。消費者・事業者ともに情報化社会のメリットを安心して享受できるように、プライバシーマーク制度は事業者の適切な個人情報の取り扱いを求めていきます。





## 「個人情報」を適切に取り扱うプライバシーマーク付与事業者

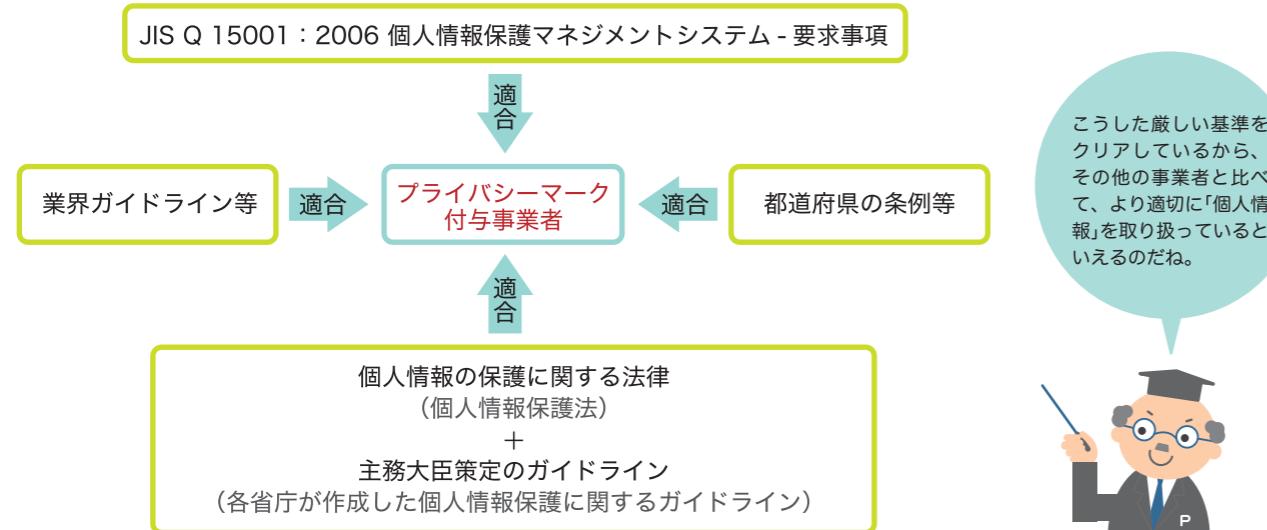
### ● プライバシーマーク制度の審査基準

プライバシーマーク制度の審査基準は、個人情報保護法より高いレベル<sup>(P6)</sup>で個人情報の取り扱いを求める、日本工業規格(JIS規格)の「JIS Q 15001：2006 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(以下、JIS Q 15001)です。

プライバシーマークの付与認定を受けるには、事業者は次のことを実施している必要があります。

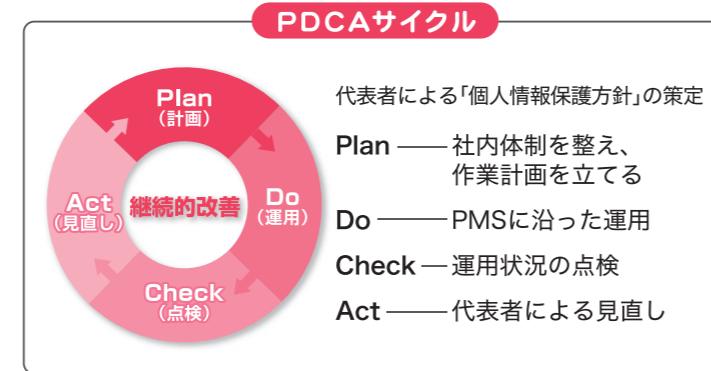
- JIS Q 15001に基づいた個人情報保護マネジメントシステム(以下、PMS)を構築していること
- PMSに基づいた個人情報の適切な取り扱いをしていること

また事業者は、個人情報保護法はもちろん、各省庁の個人情報保護に関するガイドライン、地方自治体による個人情報保護関連の条例などもPMSに取り込む必要があります。



### ● 「PMS」で個人情報をしっかりと管理

PMSとは、個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施、点検および見直し(PDCAサイクル)を含むマネジメントシステムです。プライバシーマーク付与事業者は、この一連の流れを進める中で、問題や事故が発生した場合は、その再発防止をとりながら見直しを行い、個人情報の保護レベルをあげる努力を行っています。



### ● 努力を続けるプライバシーマーク付与事業者

プライバシーマーク付与事業者は、個人の権利や利益を保護しながら、個人情報の適正な管理と活用を行うことに努めています。ここでは付与事業者が実践する10の取り組みを「あなた」に呼びかけるかたちで紹介します。



#### 【付与事業者が実践する10の取り組み】

- ① 個人情報を取得する際には、その利用目的などをはっきりとあなたに通知します。
- ② 利用目的などについてあなたの同意がなければ個人情報は取得しません(直接、書面などで取得する場合)。
- ③ あなたと交わした約束通りに個人情報を利用します。
- ④ 約束と異なる取り扱いをする場合は、事前にあなたにはっきりと通知し、同意を取り直します。
- ⑤ あなたの個人情報の開示、訂正、削除、また利用の停止や第三者への提供の停止などに対応します。
- ⑥ 取得した個人情報を安全かつ正確に管理します。
- ⑦ 他社に業務を委託する場合は、自社と同等の個人情報保護体制ができる事業者を選びます。また、委託している間は、適正に管理と監督を行います。
- ⑧ 他社から個人情報の提供を受ける場合には、適正に取得したものであるかをあらかじめ確認します。
- ⑨ あなたからの問い合わせや苦情などに迅速に対応します。
- ⑩ 「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」や「個人情報の取り扱いについて」などをホームページなどで公表します。

#### ★次のような点で個人情報保護法よりも高いレベルとなっています。

- ① 特定の機微な個人情報の取り扱いは原則禁止
- ② 直接書面取得の場合は本人の同意が必要
- ③ 同意なく取得した個人情報をを利用して本人にアクセスする際は、取得方法を通知した上で、その利用について本人の同意を得る
- ④ オプトアウト<sup>\*</sup>での第三者提供は認められない
- ⑤ 本人から利用停止などの求めがあった時は、原則として応じる

\*オプトアウト…事後に本人の求めにより、取り扱い方法の修正(提供停止など)を受け付けることを言います。これに対して、取り扱い方法について、事前に本人の同意を得ることをオプトインと言います。

# くらしの中の個人情報～あんな疑問・こんな心配～

ここからは、プライバシーマーク付与事業者に勤務するお父さんや家族と一緒に、日常生活のさまざまな場面で見られる個人情報の疑問や心配を解決していきましょう。

CASE  
1

## 個人情報を提供する前に何をすればよいのかしら？

### 【事例】

駅前でやっていたアンケートに協力をしようかと思うのだけど、氏名や連絡先も書くようになっている。何に使われるか心配・・・。



Webサイト上で会員登録する時、個人情報を入力する前に何を確認したら良いのだろう。



申込書や契約書に個人情報を書く時って、別の会社にも知られて悪用されるんじゃないかなと不安になることがある。

プライバシーマーク付与事業者は、個人情報を記入(入力)してもらおうとする時には、取得した個人情報を『誰が』『どんな目的のために』『どのように』取り扱うかなどを書面\*で明示して、同意を得ないといけないくなっているんだよ。**まずは、それを確認することが大事だね!!**

\*書面:Webサイト入力の場合は、画面上に明示



## もっと知りたい!

### 関連規定等

- JIS Q 15001:3.4.2.4  
(本人から直接書面によって取得する場合の措置)
- 個人情報保護法第18条  
(取得に際しての利用目的の通知等)

### 豆知識

- Webサイト上の入力フォームから個人情報を入力する場合、SSLなどのデータ暗号化の措置がとられているか確認しましょう
- 〈確認方法例〉 ◎入力フォームのアドレス(URL)の最初がhttps://  
◎アドレスバーに「鍵のマーク」が表示  
◎入力フォームで暗号化について説明など

## そのとき、あなたは…

### ！確認しましょう

個人情報の利用目的や第三者提供の有無、個人情報の開示など、個人情報の取り扱いについて明示されているか。

☆あなた自身が受けたいサービスは何かを明確に認識したうえで、個人情報の利用目的がどこまで具体的に記載されているかを確認しましょう。自分が望んでいるサービスがわかつていれば、不要なサービスのために個人情報を提供することもなくなります。



## プライバシーマーク付与事業者は…

- アンケートや会員登録の申込書などのように、本人から直接、書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ以下の内容を「書面にて明示」し、「本人の同意」をとります。

- 付与事業者の名称
- 個人情報保護管理者の連絡先など
- 取得する個人情報の利用目的
- 個人情報を第三者に提供することが予定される場合の提供目的、提供する個人情報の項目など
- 個人情報の取り扱いの委託を行うことが予定される場合には、その旨
- 個人情報の開示・訂正・削除などの求めに応じる旨および問い合わせ窓口など

- Webサイト上の入力フォームから個人情報を取得する場合も、パソコン上の画面で同様に明示し同意をとっています。



### 例外事項について

法令に基づいた業務を行うためや、本人の生命・身体・財産の保護や事業者の権利・正当な利益の保護などのために、「書面にて明示・同意」の例外とされるケースもあります。



### 個人情報保護法では…

- 個人情報取扱事業者は直接書面で個人情報を取得する場合、本人に対してあらかじめ、個人情報の利用目的を明示することが義務づけられています。
- 明示方法は「利用目的などが本人に認識される合理的かつ適切な方法」と規定されているだけで、「書面による明示」は特に義務づけられていません。
- 本人の同意は不要です。

CASE  
2私の個人情報、思ってもみない  
使い方をされているみたい

## 【事例】

あるパーティに参加したら、その時の写真がWebサイト上に掲載されていた。



A社と契約したのは確かだけれど、  
その関係でB社から連絡がきたのはなぜだろう。



就職セミナーの申込みをしたら、リクルートスーツの  
ダイレクトメールが届いた。なぜ？



某サービスの契約をしたら、あちらこちらの会社から、ダイレクト  
メールが届くようになった気がする。



## もっと知りたい！

## 関連規定等

- JIS Q 15001:3.4.2.6(利用に関する措置)
- 個人情報保護法第15条(利用目的の特定)
- 個人情報保護法第16条(利用目的による制限)

## そのとき、あなたは…

## ①確認しましょう

個人情報の利用目的や第三者提供の有無、個人情報の開示など、個人情報の取り扱いについて明示されているか(受領した書面やWebサイトなどで)



## ②申し出ましょう

以下のようなことが発生した場合は、事業者の「個人情報に関する問い合わせ窓口」へ!!

- ①目的外利用
- ②無断の利用目的変更
- ③無断の第三者への提供 など

☆プライバシーマーク付与事業者に関する申し出であれば、「JIPDECのプライバシーマーク事務局消費者相談窓口」でもお受けいたします。

## プライバシーマーク付与事業者は…

- 利用目的を達成するために必要な範囲でのみ、個人情報を取り扱うことができ、**目的外での利用を行わないための手続きや社内のチェック体制の確立**などの必要な対策(利用目的が定められていない個人情報については、利用しないことも含む)を講じています。
- 利用目的の変更が生じた場合、あらためて本人に**変更した「利用目的」を通知し、同意を取り直します**(第三者に提供する場合も同様の手順)。
- 同意を得るために個人情報を利用することは、目的外利用には該当しません。



## 例外事項について

法令に基づいた業務を行うためや、本人の生命・身体・財産の保護などのために、「変更後の利用目的の通知・同意」の例外とされるケースもあります。



## 個人情報保護法では…

- 個人情報取扱事業者は、個人情報を最終的にどのような目的で利用するのか、可能な限り具体的に特定し、その内容を明示した書類を本人に渡したり、Webサイトなどで公表する義務があります。
- 個人情報を取得したときの約束事項を、適正に守ることが義務づけられています。
- 個人情報の利用目的の変更については、その変更が社会通念上、想定の範囲内である場合、本人の同意は義務づけられていません。

CASE  
3どうして私の個人情報を  
知っているの？

## 【事例】

まったく心あたりのない会社からダイレクトメールが届いた。



メールアドレスを伝えた覚えもないのに、広告メールが届いた。

連絡先を伝えた覚えのない会社から電話がかかってきた。



本人以外から取得した個人情報をを利用して本人に連絡をすることが禁止されているわけではないんだ。  
ただし、プライバシーマーク付与事業者であれば、最初に本人に連絡を入れる時に、「どこから」「どのように連絡先(個人情報)を入手したかを伝え、継続して連絡(利用)していいかどうか同意を得ることが義務づけられているよ。」



## もっと知りたい！

## 関連規定等

- JIS Q 15001:3.4.2.7(本人にアクセスする場合の措置)
- 特定商取引に関する法律(特定商取引法)
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)

## そのとき、あなたは…

## ①確認しましょう

- ①その事業者の個人情報の取り扱いについて(利用目的など)
- ②個人情報の取得方法



## ②意思表示しましょう

個人情報を継続して利用されたくない時には「継続利用に同意しない」旨を事業者に伝えましょう。

☆ただし、不当請求をしてきた事業者などに対しては、連絡をとらずに、消費生活センター(P18参照)に相談してみましょう。

## プライバシーマーク付与事業者は…

- 本人以外から取得した個人情報をを利用して、ダイレクトメール、電話、ファックス、電子メールなどで本人に連絡(アクセス)をする場合、本人から直接書面で個人情報を取得する際に明示する事項(P8参照)と、「個人情報の取得方法(○○名簿を書店で購入など)」を通知して、**本人の同意を得ることが義務づけられています**。この場合、「あらかじめ」同意を得る必要はなく、最初に連絡をする際に通知し、同意を得る形をとればよいことになっています。

## ただし、電子メール広告の場合

→特定商取引法や特定電子メール法の規定により、原則として本人の事前の同意を得ることが義務づけられています。



## 例外事項について

法令に基づいた業務を行うためや、本人の生命・身体・財産の保護や事業者の権利・正当な利益の保護などのために、「アクセス時の通知・同意」の例外とされるケースもあります。



## 個人情報保護法では…

- 個人情報取扱事業者は、取得する個人情報について利用目的を定める必要がありますが、その利用目的について「本人の同意」は不要です。

CASE  
4

## 個人情報の開示・削除・利用停止は請求できる？

### 【事例】

私の個人情報…この会社は「何を」「どれだけ」持っているのだろう？



私の個人情報が間違って登録されているのではないかと思われる。

カタログ(ダイレクトメール、メールマガ)の送付をやめて欲しい。

登録をやめたので私の個人情報を消して欲しい。



第三者へ提供するのをやめて欲しい。



「開示対象個人情報\*」に該当するものであれば、事業者が**保管している個人情報の内容を確認したり、間違っている個人情報の訂正を求めたり、使わないようにすることを求めたりすることができるよ。**まずは、事業者の問い合わせ窓口に申し出てみてはどうだろう。

\*本人またはその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、および第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人情報。委託を受けた業務を行うために預かっている個人情報などは該当しない。



### もっと知りたい！

#### 関連規定等

- JIS Q 15001:3.4.4 (個人情報に関する本人の権利)

- 個人情報保護法第25条(開示)～第30条

#### 豆知識

- 「削除」と「消去」は、一般的には似たような意味合いで使用されていますが、JIS Q 15001においてはそれぞれ下記の意味で使用されています。
- 「削除」**…個人情報の内容が事実でない部分を除くこと(利用は続ける)。
  - 「消去」**…個人情報を消すこと、個人情報を使えなくすること、または、その個人情報から特定の個人を識別できないようにすること。

### そのとき、あなたは…

#### ①問い合わせてみましょう

自分の個人情報の取り扱いについて、疑問や要望がある場合には、事業者の「**個人情報に関する問い合わせ窓口**」に問い合わせをしてみましょう。



#### ②本人確認の重要性を理解しましょう

事業者に個人情報の開示や利用停止などを申し出た場合、本人であることを確認する情報の提供を求められることがあります、これは、本人になりました第三者による不正行為を防ぐためです。

本人確認の手続きについて疑問があれば、問い合わせてみましょう。

### プライバシーマーク付事業者は…

- 個人情報の利用停止や第三者への提供禁止について、本人から請求があった場合は原則として応じます。
- 取得・管理している個人情報について、本人から開示などの請求があった場合も原則として、これに応じます。
- 開示しない場合は、請求した本人にその旨を通知するとともに、理由を説明することが義務づけられています。
- 開示の結果、本人から内容が事実でないという理由で個人情報の訂正や削除について申し出があった場合、それに対応します。



#### 例外事項について

法令に基づいた業務を行うためや、本人や第三者の生命・身体・財産その他の権利利益の保護や事業者の業務の適正な実施などのために、「開示・利用停止・消去・第三者への提供の停止」の例外とされるケースもあります。



#### 個人情報保護法では…

- 個人情報取扱事業者が利用停止や第三者への提供の禁止に応じる義務があるのは、個人情報保護法に違反している場合だけです(本人の個人情報を同意なく目的外利用したとき、不正取得をしたとき、同意のない第三者提供をしたとき)。
- 保有個人データ(個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除などの権限を有する個人データ)の開示および訂正是義務づけられています。

CASE  
5個人情報が漏えいしたかも！  
どうしたらしいの？

## 【事例】

見積もりを頼んだら、他人の名前が記載されたものが届いた。



他人名の明細書が届いたが、自分の分はどこに届いているのだろう。

申請書を送ったのに、いつまでも手続がされないので問い合わせたら、紛失したと言われた。



ネットショップが業務委託している会社が個人情報を紛失してしまった。(委託元と委託先)どちらに対応を依頼したら良いのだろう。

個人情報が記載された書類を誤送付されたり、紛失されたり…また、目的外利用されたりするのは、個人情報の取り扱いにおける事故だから、事業者に状況などを問い合わせてみよう。

**委託先で発生した個人情報に係る事故については、委託元に管理責任があるので、まずは委託元事業者に対応を依頼してみよう。**

## もっと知りたい！

## 関連規定等

- JIS Q 15001:3.3.7(緊急事態への準備)
- JIS Q 15001:3.6 (苦情及び相談への対応)
- 個人情報保護法第31条  
(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

## 豆知識

プライバシーマーク付与事業者より提出された事故報告書に関しては、各指定審査機関において外部有識者などをまじえた委員会で審議し、指導や改善を求めています。



## そのとき、あなたは…

## ①問い合わせてみましょう

事故かなと思ったら、事業者の「個人情報に関する問い合わせ窓口」に申し出て確認してみましょう。あなたからの問い合わせで、事故が発覚するケースもあります。



## ②説明を受けましょう

事故が発生した場合、二次被害の防止のためにも、経緯や事後対応について、きちんと説明を受けましょう。

## プライバシーマーク付与事業者は…

- 個人情報を安全に保管・管理し、利用するときは漏えいが発生しないように、必要な安全対策(セキュリティ対策)を講じています。
- 万一、漏えい事故が発生してしまっても、被害が深刻になったり拡大化しないよう、対策が取れる措置を講じています。
- 個人情報を他社に委託する場合は、あらかじめ委託先事業者の個人情報の取り扱いの安全管理状況などを確認、評価しており、委託後も取り扱いの状況などを管理・監督できる仕組みを確立するなど、しっかりした体制を整えています。
- 万が一、個人情報に係る事故が発生した場合には、指定審査機関へ事故報告書を提出することが義務づけられています(豆知識参照)。



## 個人情報保護法では…

- 個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう義務づけられていますが、個人情報の漏えいなどの緊急事態への対応については、特に定められていません。
- 「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)では、個人情報の漏えい事故が発生した場合には、二次的被害を防止する観点から可能な限り事実関係を公表することが重要であると述べられています。

## 「個人情報」を安心して提供するための事前チェック！



安心してサービスを受けられるように、個人情報を提供する時は、次の事項をしっかり確認しましょう。

### ●わたしの個人情報…

- どのような目的で使われるの？** (必要以上の個人情報を求められていませんか?)
- その事業者だけが使うの？**
- 取り扱いを他社に委託することもあるの？**
- 個人情報の取り扱いについて、問い合わせ窓口は表示されている？**
- 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)は公表されている？**
- 漏えいや不正アクセスなどから個人情報を守るための安全管理体制は整っている？**  
(Webサイトから入力する場合、SSLなどのデータの暗号化はされているかなど)

### 確認してみましょう！

#### プライバシーマークは表示されていますか？

(安心のためのひとつの目安にしてください)



自分の「個人情報」は  
自分で守るという意識も大切です。



## 参考情報

### 個人情報保護に関して



#### 〈消費者庁〉

- 消費者ホットライン(消費生活相談全国統一番号) **TEL:0570-064-370**  
(消費生活センターなど)
- 個人情報保護法質問ダイヤル **TEL:03-3507-9160**
- 個人情報の保護 **http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html**  
(個人情報メールボックス)

#### 〈独立行政法人国民生活センター〉

- 消費者トラブルメール箱 **http://www.kokusen.go.jp/t\_box/t\_box.html**

#### 〈経済産業省〉

- 個人情報保護 **http://www.meti.go.jp/policy/it\_policy/privacy/index.html**

### トラブルに遭ったら

#### 〈インターネット上の犯罪被害にあった場合〉

- 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧 **http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm**

#### 〈ネットショッピングなどで被害にあった場合〉

- 社団法人日本通信販売協会【通販110番】 **TEL:03-5651-1122**(平日10:00~12:00, 13:00~16:00)  
**http://www.jadma.org/DM110/index.html**
- 一般社団法人ECネットワーク **http://www.ecnetwork.jp/public/consumer/**

#### 〈迷惑メールがたくさん来た場合〉

- 財団法人日本データ通信協会  
迷惑メール相談センター **TEL:03-5974-0068**(平日10:00~17:00)  
**http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html**
- 財団法人日本産業協会  
迷惑メール情報提供受付ページ **http://www.nissankyo.or.jp/spam/index.html**